

第 11 章 訴訟費用と司法救助

第一節 訴訟費用

一 訴訟費用の概念と訴訟費用徴収の意義

1 訴訟費用の概念

訴訟費用とは、民事訴訟の当事者が、受訴法院に納付する訴訟を行うために必要な費用をいう。

当事者は民事訴訟を行うにあたって、規定に従い事件受理费を納付しなければならない。財産事件は事件受理费以外に、その他の訴訟費用を納付しなければならない（中国民訴 118 条 1 項）。中国における民事訴訟費用に関する基本的運用規範は、國務院より 2006 年に公布され、2007 年より施行され今に至る「訴訟費用納付弁法」¹⁾（以下、費用弁法と略称する）および最高人民法院が 2007 年に公布した「『訴訟費用納付弁法』適用に関する通知」（以下、適用通知と略称する）である。また、民訴解釈 194 条以下に具体的規定がある。

2 訴訟費用徴収の意義

(1) 民事違法行為の制裁

訴訟費用負担の基本原則は敗訴者負担である。当事者が敗訴するのは、通常は、法律の規定または契約の約定に反し、相手方当事者に損害を与えたからだと考えることによる。この意味で、法院の訴訟費用の徴収は違法行為に対する制裁

1) 訴訟費用規則は訴訟制度の重要な構成部分であり、制定主体は立法機関でなければならず、國務院による制定は立法法に反すると指摘される（江伟・肖建国主編『民事诉讼法〔第 7 版〕』（中国人民大学出版社・2015 年）266 頁、赵刚・占善刚・刘学在『民事诉讼法〔第 3 版〕』（武汉大学出版社・2015 年）233 頁参照）。

の役割を有することになる。

(2) 納税者の負担と国家財政支出の減少

法院が当事者から費用を徴収するのは、受益者負担の原理に基づく。法院が民事紛争を解決するためには相応の司法コストの支出を要し、そこには一定の費用も含まれるが、現段階の中国では、国家が私権をめぐる紛争の司法的解決を無償で行うことは不可能である。これに対し、当事者は自己の利益を保護するために訴訟を利用するのであって、納税者全体がその費用を負担するというのは合理性を欠く。当事者から一定の訴訟費用を徴収することは必要的であり、合理的でもあり、納税者の負担と国家財政支出の減少に有益である。

(3) 訴権の濫用の防止

現実には、些細なことで理由もなく法院に訴えを提起し、司法資源の明らかな浪費をもたらす者がいる。訴訟費用制度は、訴えの提起時には訴訟が必要なのか否か、訴訟中にはその訴訟行為が妥当か否か慎重な考慮を促し、訴権の濫用に対し相応の抑制作用を果たす。

(4) 国家の主権と経済的利益にとっての利益

中国においても涉外事件は年々増加しているが、多くの国家が訴訟費用を徴収する中で、中国のみが無償訴訟制度を行うことは、国家の主権と経済的利益に対しマイナスの影響を及ぼし得ると同時に、平等互惠の原則にも適しない。

二 訴訟費用の種類

1 事件受理费

事件受理费とは、当事者が訴権を行使し司法的保護を求めるにあたり、法院に納付する国家规定手数料の性質を有する訴訟費用をいう。費用弁法に納めないことができる規定されている事件を除き、事件受理费は納付しなければならない。事件受理费には、1) 第一審事件受理费、2) 第二審事件受理费、3) 再審事件のうち、費用弁法の規定に従い納付しなければならない事件受理费がある（費用弁法7条）。

事件受理费を納付しない事件とは、1) 民事訴訟法に規定される特別手続に従い審理される事件、2) 不受理・訴え却下・上訴却下の裁定がなされた事件、3) 不受理、訴え却下および管轄権の異議の裁定を不服とし、上訴を提起した事件、4) 行政賠償事件がある（費用弁法8条）。

また、民事訴訟法に規定される裁判監督手続に基づき審理される事件について

は、当事者は事件受理费を納付しなくてよいが、1) 当事者に新たな証拠があり、判決、裁定を覆すに足りるとして、法院に再審を申し立て、法院が審査の結果、再審の決定をした事件、2) 当事者が法院の第一審判決または裁定に対し上訴を提起せず、第一審判決・裁定の確定後、または調停書の効力発生後に再審を申し立て、法院が審査の結果、再審を決定した事件はこの限りではない（費用弁法9条）。この例外となる場合が上述の事件受理费を納付しなければならない再審事件である。

このほか、代表者訴訟で登記に参加していない権利者が訴訟を提起する場合（中国民訴54条4項）には、申立費の納付後、さらに事件受理费を納付しない（費用弁法14条）とすることにより、当事者の訴訟費用の負担を軽減している。また、代表者訴訟により審理する事件は、事件受理费を予納せず、事件終了後に訴訟物の価額に従い敗訴者が納付する（民訴解釈194条）。

2 申立費

申立費とは、当事者が確定した法律文書の執行、財産保全等を申し立てるときに、法院に納付する国家规定手数料の性質を有する訴訟費用をいう。

申立費を納付しなければならないのは、1) 法院の確定した判決・裁定・調停書、仲裁機関の判断および調停書、公証機関が強制執行力を付与した債権文書の執行の申立て、2) 保全措置の申立て、3) 支払命令の申立て、4) 公示催告の申立て、5) 仲裁判断の取消しまたは仲裁合意の効力の認定の申立て、6) 破産の申立て、7) 海事強制令、共同海損調停、海事賠償責任制限基金の設立、海事債権登記、船舶優先権の催告の申立て、8) 外国裁判所の判決・裁定および外国仲裁機関の判断の承認および執行の申立てである（費用弁法10条）。

3 証人、鑑定人、通訳人、調停員（共同海損調停員等）が法院指定の期日に 出廷することにより発生する交通費、宿泊費、生活費および休業補償

交通費、宿泊費、生活費および休業補償以外にも、当事者は、事件ファイルおよび法律文書を複製するときは、実費により法院にコストを納付しなければならない（費用弁法11条）。訴訟の過程で、鑑定・公告・検証・通訳・（資産）評価・競売・換金・倉庫による保管・保管・運輸・船舶管理等につき生じた法により当事者が負担しなければならない費用は、主張した者が負担しなければならないとの原則に基づき、法院は当事者が関係機関または組織に直接支払うことを決定し